

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月14日

【会社名】 山陽特殊製鋼株式会社

【英訳名】 Sanyo Special Steel Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 樋口 眞哉

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市飾磨区中島字一文字3007番地

【電話番号】 079(235)6004

【事務連絡者氏名】 総務部長 松ヶ下 昭人

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目5番25号 深川ギャザリアタワーS棟
山陽特殊製鋼株式会社東京支社

【電話番号】 03(6800)4700

【事務連絡者氏名】 営業企画管理部長 立花 義隆

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 67,235,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 山陽特殊製鋼株式会社東京支社
(東京都江東区木場一丁目5番25号 深川ギャザリアタワーS棟)
山陽特殊製鋼株式会社大阪支店
(大阪府中央区南久宝寺町三丁目6番6号 御堂筋センタービル)
山陽特殊製鋼株式会社名古屋支店
(名古屋市中区錦一丁目20番19号 名神ビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年8月2日付で提出いたしました有価証券届出書及び平成30年8月14日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書について、平成30年11月14日付で四半期報告書(事業年度 第107期第2四半期(自平成30年7月1日至平成30年9月30日))を関東財務局長に提出したことに伴い、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は、_____を付して表示しております。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

(訂正前)

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第106期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)平成30年6月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第107期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

平成30年8月14日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年8月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月29日に関東財務局長に提出

(訂正後)

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第106期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)平成30年6月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第107期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

平成30年8月14日関東財務局長に提出

事業年度 第107期第2四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)

平成30年11月14日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年11月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び第1四半期に係る四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年8月14日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年8月14日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。また、当該将来に関する事項についてはその達成を保證するものではありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書、第1四半期及び第2四半期に係る四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年11月14日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年11月14日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。また、当該将来に関する事項についてはその達成を保證するものではありません。